

滑川市農業委員会総会議事録

1. 会議の日時 令和6年9月5日（木） 午後3時から

2. 会議の場所 市役所東別館3階中会議室

3. 会議に付した議案等

議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件
申請人 ●●●●

議案第17号 農地法第4条の規定による許可申請に関する件
申請人 ●●●●

議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件
申請人 ●●●● 外2件

- ・農地等の利用の最適化の推進について
- ・農業者年金の加入促進について
- ・農業新聞の購読促進について

4. 委員の出欠
（出席農業委員・7名）
松井 滋樹、澤田 博行、中屋 作之、江下 博、高橋 美彦、新村 剛、
杉本 久美子
（出席推進委員・7名）
黒田 敏弘、石黒 明、岩田 秀雄、浦田 弘、荒舘 正治、開田 豊一、
伊藤 久義
（欠席委員・2名）
石原 忠則、滝川 裕子

5. 事務局（3名）
北野事務局長 大竹係長 村田主査

6. 会議の要旨
午後3時00分 開会

会 長 本日、石原委員、滝川委員より欠席の届け出が出ております。
それでは、総会の定足数に達しておりますので開会します。
本日は、3,000㎡以上の転用案件の現地確認がありますので、会議を中断
します。移動してバスにご乗車ください。

現地確認 議案第18号3番
申請農地：滑川市●●●● 外3筆
譲受人：●●●●

帰庁

会 長 それでは、会議を再開します。
議事録署名委員に、松井 滋樹委員、澤田 博行委員を指名します。
これより議案審議に入ります。

会 長 議案第16号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件に
ついて事務局より説明をお願いします。

事 務 局 （議案第16号1番について朗読及び説明）
申請地は、●●●●、田です。
申請地は、●●●●の農道に面する農地です。
申請地は、譲受人自宅に隣接しており、以前より長らく譲渡人から借り
受けて自家消費野菜を栽培してきました。譲渡人は●●●●に居住してお
り、今後も申請地を維持管理していくことが難しいことから、これを機に
譲渡することを計画したものです。今後も引き続き譲受人とその家族で自
家野菜を栽培していく予定です。

会 長 地区担当委員の補足説明をお願いします。

委 員 先日現地確認に行ってまいりました。現在、家屋との間に自家野菜を栽
培されております。申請地は草が生えないように防草シートが張られてお
りました。所有権移転には問題ないと思います。

会 長 本日欠席の●●●●推進委員から、この件につきましては、農地の(権
利)移動に問題ないと聞いております。

会 長 この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。
(各委員から「異議なし」の発言あり)

	それでは、この案件は許可することといたします。
会 長	続きまして、議案第 17 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に関する件について事務局より説明をお願いします。
事 務 局	（議案第 17 号 1 番について朗読及び説明） 申請地は、●●●●に面する農地です。 申請地は、土地改良事業実施区域内の農地であることから、第 1 種農地と判断されますが、周囲に居住する方の生活上必要不可欠な施設に該当し、1 種農地の集落接続として例外的に許可できるものと考えられます。 転用理由は、駐車場敷地です。 申請者は、●●●●で●●●●をしています。現在、勤務上の関係で車両は自身で保管することになっていますが、自宅は間口が狭く停めることができないため、自宅から離れた場所に駐車場を借りて駐車しており、毎日約 1.5 キロの距離を徒歩で行き来しています。今後もこれだけの距離を毎日往復することも不便なことから、関係者の同意を得、自宅隣接地に●●●●駐車場を整備することとして今回申請されたものです。 隣接地は道路と水路に囲まれ、砕石仕上げをすることで周囲の土砂の流出の恐れはないものとします。 雨水は、地下浸透します。浸透しきれない場合は勾配をつけて前面道路側溝に放流します。申請地には別に耕作者がいましたが、転用には同意いただいています。
会 長	地区担当委員の補足説明をお願いします。
委 員	先日現地確認してきました。特に問題ないと思います。
推進委員	現在、この場所は防草シートを敷いて草が生えないようにしてあります。本人(申請者)からも、この土地に車を停めることができれば助かると聞いています。（転用については）問題ありません。
会 長	この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。（各委員から「異議なし」の発言あり） それでは、この案件は県へ進達することといたします。
会 長	続きまして、議案第 18 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に関する件について事務局より説明をお願いします。

事 務 局	（議案第 18 号 1 番について朗読及び説明） 申請地は、●●●●に面する農地です。 申請地は、土地改良事業実施区域内の農地であることから、第 1 種農地と判断されますが、隣接地である譲受人の工場敷地面積の 2 分の 1 を超えない範囲での転用であり、既存地拡張として例外的に許可できるものと考えられます。 転用理由は、駐車場用地です。 申請者は、●●●●を●●●●し、●●●●しています。これまでも会社敷地を拡張してきましたが、昨今の●●●●の値上がり等から●●●●依頼、●●●●等が増加しています。これに伴い会社敷地内に入出入りする運搬車両が増加・大型化しており、会社敷地内で駐車・転回していますが、従業員や会社所有トラック等も駐車しており、業務に大変支障を来たしています。このことから、現在の会社敷地に隣接する農地が従業員 14 台、社用トラック 16 台の駐車及び車路として最適であったことから関係者の同意を得、今回申請されたものです。 隣接地との境界にはコンクリート擁壁があり、それ以外の箇所もコンクリート施工することから、土砂の流出の恐れはありません。雨水は既存敷地内南側を通り、既存排水路へ放流します。
会 長	地区担当委員の補足説明をお願いします。
委 員	先日現地確認してきました。特に問題ないと思います。
推進委員	私も問題ないと思います。
会 長	この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。（各委員から「異議なし」の発言あり） それでは、この案件は県へ進達することといたします。
会 長	では、事務局より次の説明をお願いします。
事 務 局	（議案第 18 号 2 番について朗読及び説明） 申請地は、●●●●に面する農地です。 申請地は、用途地域内（準工業地域）の農地であることから、第 3 種農地と判断され、許可できるものと考えられます。 転用理由は、住宅敷地です。 申請者は●●●●が●●●●、●●●●が●●●●と●●●●に居住しています。この度、●●●●を機に住居を構えることになり、●●●●の

勤務地の兼ね合いから適地を探していたところ、今回申請地が主要幹線道路が整備され教育施設、鉄道駅にも近く住環境に適した場所であることから関係者の同意を得、申請されたものです。

隣接地との境界にはコンクリート擁壁を設け、土砂の流出を防止します。雨水は、前面の既存道路側溝に放流します。汚水は、公共下水道に接続します。

台、大型トラック 4 台の駐車場を整備することとし、関係者の同意を得、今回申請されたものです。なお、乗り入れ口は●●●●側に出入り専用のものをそれぞれ 1 つ、●●●●側に出入り兼用のものを 1 つ設けます。

隣接地との境界にはコンクリート擁壁を設け、土砂の流出を防止します。雨水は、申請地内に自由勾配側溝を整備して集約し、●●●●側に設けた調整池を介し、オリフィスを経て既存水路へ放流します。

会 長 地区担当委員の補足説明ですが、●●●●委員からこの件につきまして、転用には問題ないと聞いております。最適化推進委員の補足説明をお願いします。

委 員 地区担当委員として補足説明をします。先ほど現地をご覧になったように、ここ数年耕作はしていない農地です。農地の有効利用ということで特に問題ないと思います。

推進委員 先日 27 日に●●●●委員と現地確認してきました。地図を見てわかるように、アパートが建っていたりと住宅化が進んでおります。問題ないと思います。

推進委員 近隣に民家が 3 件あり、その民家との話はどうなっているか確認したところ、境界線も含めきちんと折り合いがついているということでしたので、安心しました。（転用には問題ないと思います）

会 長 この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。（各委員から「異議なし」の発言あり）
それでは、この案件は県へ進達することといたします。

会 長 この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。
推進委員 以前も質問したと思いますが、国営の早月川の土地改良事業で 8 年間は農地転用はダメなはずですが、これはどうして認められるのでしょうか。

会 長 次の案件につきましては、地区担当が私であり、本来であれば職務代理に進行をお願いしているところですが、本日欠席のため、このまま私の方で進行も務めさせていただきたいと思います。では、事務局より次の説明をお願いします。

事 務 局 正確に言いますと、国営早月川土地改良事業の終了後 8 年間は、農業振興地域から農用地の除外ができないというものになっておりまして、その除外の受付が昨年の 12 月までとされており、この案件については昨年の 12 月までに農振除外の手続きについて提出されたものであり、今回転用の案件として出てきたものです。

事 務 局 （議案第 18 号 3 番について朗読及び説明）
申請地は、●●●●に面する農地です。
申請地は、土地改良事業実施区域内の農地であることから、第 1 種農地と判断されますが、●●●●を有しており、流通業・休憩・その他施設として例外的に許可できるものと考えられます。

推進委員 わかりました。

会 長 ほかにご意見ご質問ありませんでしょうか。（各委員から「異議なし」の発言あり）
それでは、この案件は 3,000 ㎡以上の転用申請でありますので、県農業会議へ諮問し、その意見を付け、県へ進達することといたします。

転用理由は、店舗用地です。
申請者は、●●●●を●●●●する●●●●で、●●●●にも複数店舗が進出しています。この度、交通量の多い●●●●で●●●●の出店を検討していたところ、申請地が●●●●方面に●●●●は●●●●にある別企業のものまでなく、●●●●方面には●●●●にあるという状況で、周囲にあるスーパーなどの商業施設等は、●●●●が●●●●できない立地条件となっています。また、従来の●●●●に備わる機能のほか、申請地の立地条件を踏まえ●●●●や●●●●も兼ね備えた機能を有する店舗を立地することを計画しました。このことから、●●●●店舗及び来客 26

その他

- ・農地利用の最適化の推進の状況について
- ・農業者年金の加入促進について
- ・農業新聞の購読促進について

会 長 これで、審議は終了しました。

午後 3 時 50 分 閉会

上記の議事録が、正当であることの証としてここに署名をする。

令和 年 月 日

農業委員会会長

議事録署名委員

議事録署名委員